



事 務 連 絡
令 和 2 年 9 月 3 日

社会保険診療報酬支払基金 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

「医療提供体制設備整備交付金実施要領」に関するQ&A（その3）について

「医療提供体制設備整備交付金の実施について」（令和2年7月3日保連発0703第1号）の別紙「医療提供体制設備整備交付金実施要領」に関して、別添のとおりQ&A（その3）を作成しましたので、貴基金におかれましては、内容を御了知の上、関係団体及び関係機関に周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いいたします。

オンライン請求との関連等について

問１ オンライン資格確認に併せ、未実施のレセプトオンライン請求の回線環境を導入した場合は、補助金の対象となりますか。

（答）

オンライン資格確認に必要な通信回線であるため、補助金の対象となります。

オンライン資格確認を実施せず、レセプトオンライン請求のためだけに回線環境を導入する場合は、補助金の対象外となります。

問２ レセプトオンライン請求実施のための医療機関等への支援費用（指導料、端末のセットアップ、接続確認等）は、補助金の対象となりますか。

（答）

オンライン資格確認は、レセプトオンライン請求*の通信回線を利用する必要があります。

このため、レセプトオンライン請求の医療機関等への支援（指導料、端末のセットアップ、接続確認等）について、オンライン資格確認導入の支援と併せて実施された場合は、補助金の対象となります。なお、補助金申請後に支援が実施された場合は、補助金の対象外となりますのでご注意ください。

※ レセプトオンライン請求を開始するためには、別途レセプトオンライン請求の利用申請及び当該セットアップが必要となります。

問３ オンライン資格確認を実施するには、レセプトオンライン請求も実施する必要がありますか。

（答）

オンライン資格確認とレセプトオンライン請求は、別々に実施することができません。

レセプトオンライン請求を実施せずとも、オンライン資格確認を実施することができます。

オンライン資格確認に併せてレセプトオンライン請求を実施する場合は、回線環境の導入費（問１参照）や支援費用（問２参照）が補助金の対象となりますので、この機会に実施を是非ご検討ください。

問4 補助金を利用してオンライン資格確認を実施した後も、レセプトオンライン請求を実施せず、電子媒体や紙レセプトによる診療（調剤）報酬の請求は可能ですか。

（答）

補助金を利用してオンライン資格確認を導入した場合でも、従来どおり、電子媒体や紙レセプトによる診療（調剤）報酬の請求は可能ですが、レセプトオンライン請求の利便性を踏まえ、是非ともあわせてレセプトオンライン請求の実施をご検討ください。